1945年8月6日に降った
広島の「黒い雨」に遭われた方へ

2022年４月１日から運用開始予定

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。

「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。

申請書・診断書の様式は、大使館等※でお渡しします。

※お住まいの地域に設置されている日本国政府の大使館又は領事館（台湾においては、財団法人交流協会）

申請は運用開始日（2022年４月１日）より前でも受付できます。

2022年４月１日から新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の２つです。

要件①　広島の「黒い雨」に遭ったこと

■「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年７月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。

※　要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島の「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。

※　ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、裏面の問い合わせ先までご相談ください。

～広島の「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

驟雨(黒い雨)

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨(にわか雨)は、市中心部では軽く、西部（己斐・高須方面)と北部（可部方面)では土砂降りの豪雨となった。

要件②　障害を伴う一定の疾病にかかっていること

■ 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※　障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）　にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

◇11種類の障害を伴う一定の疾病

① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など

② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など

③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など

④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など

⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など

⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など

⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など

⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。

⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など

⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など

⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（令和４年３月１日作成）

手続きの流れ

申請受付

お住まいの地域に設置されている大使館等において、被爆者健康手帳の交付申請を受け付けます。受付された申請書類は、広島県（現在の広島市内で「黒い雨」に遭った方は広島市）に送付されます。

・大使館等において本人確認を行います。
・申請には、次の関係書類の添付が必要となります。
（・「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）
・診断書（健康管理手当用）（障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書））
・申請は運用開始日（2022年４月１日）より前でも受付できます。
・必要に応じて追加資料の提出や面談を求める場合があります。

審査

広島県（現在の広島市内で「黒い雨」に遭った方は広島市）が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

結果

広島県（現在の広島市内で「黒い雨」に遭った方は広島市）が、大使館等を経由して、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

・2022年３月31日までに申請した場合、運用開始日（2022年４月１日）から有効になります。

■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみの場合は除きます）にかかっている方です。
・ 申請内容について、認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
・**2022年４月末日まで**に手当の申請をした場合、**2022年５月分の手当から支給**されます。
・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

申請先・問い合わせ先

■ 申請先

お住まいの地域に設置されている大使館等で申請書類を受け付けます。
※受付後、広島県（現在の広島市内で黒い雨に遭った方は広島市）に送付されます。

■ 問い合わせ先

現在の広島市内で「黒い雨」に遭った方　➢　**広島市（原爆被害対策部援護課）**
E-mail：gentaiengo@city.hiroshima.lg.jp　TEL：+81-82-504-2193
上記以外の方　➢　**広島県（被爆者支援課）**
E-mail：fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp　TEL：+81-82-513-3116

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　広島県　広島市 The City of Hiroshima